

笠間市告示第169号

令和2年第2回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年5月1日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和2年5月11日（月）

2 場 所 友部公民館大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- (4) 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- (5) 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- (6) 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について
- (7) 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

令和2年第2回笠間市議会臨時会会期日程

月 日	曜 日	時 間	会 議 名	議 事
5月11日	月	午後1時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 議案質疑 討論・採決 閉会

令和2年第2回
笠間市議会臨時会会議録

令和2年5月11日 午後1時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

	6番	中野英一君
	17番	大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹君	
副市	長	近藤慶一君	
教	育	長	今泉寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程

令和2年5月11日（月曜日）

午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第4 議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第4 議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について
- 議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

午後1時00分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 午前中の全員協議会に引き続き、大変御苦勞さまでございます。御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は6番中野英一君、17番大貫千尋君でございます。

暑い方は、上着を脱いで結構でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回笠間市議会臨時会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止として、入室前の手の消毒の徹底をお願いするとともに、会議中における議員及び執行部の出席者のマスク着用を認めることといたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（飯田正憲君） ここで、市長から発言を求められておりますので許可いたします。市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和2年第2回笠間市議会臨時会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症への対応や影響を受けておられる方々への支援策などの案件につきまして御審議をいただくため、急遽、臨時会を招集させていただきました。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御参集をいただき御礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関して、市民の皆様には、外出の自粛や三つの密を避ける取組など、御理解と御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げたいと思います。

また、治療や検査など最前線で御尽力いただいております医療従事者の皆様、介護や保育など社会機能を維持するための業務に携わっていただいている皆様には、小売店舗など私たちの生活を支えていただいている皆様に対して、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国、県等の動きについてでございます。

国は、今月4日、全国に相当数の新たな感染者が確認されており、引き続き現在の枠組みを維持して拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、発出していた緊急事態宣言を5月31日まで延長する方針を決定いたしました。

同日、県知事の会見において、緊急事態宣言の措置として、外出自粛や休業要請について、17日までの延長を発表したところです。

また、先週7日には、社会経済活動の一部再開に向けての考え方として、4段階のステージに分けて判断する指針が示され、これに基づき、感染者の増加ペースなどの経過を観察しながら、今週14日の国の専門家会議の議論を踏まえて、15日には県独自の基準により来週18日以降の対応方針を発表するとしております。

国の緊急経済対策につきましては、4月30日に現金10万円の一律給付や持続化給付金、地方創生臨時交付金など、事業規模で117兆円に上る対策を盛り込んだ補正予算が成立しております。

また、県では、緊急事態措置等に係る最大30万円の休業要請協力金や県独自の融資制度などが盛り込まれた補正予算を4月27日に成立させたところでございます。

今後も国、県の動向を注視しながら、迅速かつ正確な情報提供と注意喚起に努めるとともに、市の予算措置等について適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、本市の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、主なものについて御報告をさせていただきます。

初めに、特別定額給付金についてでございます。

全国民に一律10万円を配る特別定額給付金につきましては、早期の給付に取り組むため、4月28日付で給付金及び事務費の補正予算を専決処分をさせていただきました。これによ

り、オンライン申請の受付を28日から開始し、今月1日には県内自治体で最も早く申請者への給付を行ったところでございます。

11日時点の申請者数は966件で、本日までの支給処理件数は291件となっております。

なお、郵送による申請については、5月14日の発送を予定しているところでございます。

次に、学生生活支援についてでございますが、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、家計やアルバイトの収入の減少、緊急事態宣言による帰省の自粛など、これまでの生活が一変しております。

そこで、大学生、専門学生等に対して、市の農産物等を応援物資として送る取組を実施してまいります。支援物資には、市内企業から御寄附を頂いたチョコレートなども詰め合わせる予定になっております。本補正予算にも計上させていただいておりますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、運動不足の解消についてでございますが、感染症の拡大防止のため、様々なイベントや催しの中止に加え、外出を控えなければならない状況が続いております。

運動不足の解消や筋力低下を予防するため、午後5時の防災無線の音楽に合わせて、自宅で簡単にできる体操の取組を進めてまいりたいと思います。これにより、市民の健康維持、介護予防など、自主的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、意識の高揚を図ってまいります。

次に、笠間図書館の特別貸出しについてでございますが、市立図書館は6月1日まで臨時休館としておりますが、先週の8日から市民の方に限定して、電話予約による特別貸出しを開始いたしました。

初日の8日には57件、239冊、9日には39件、184冊の申込みがあったところでございます。図書館の受渡しにつきましては、利用者同士の接触感染を避けるため、明日12日から笠間図書館のエントランスに特別窓口を設置して、ウオークスルー方式、歩いて受け取るということですね、により実施をしてまいりたいと思います。

次に、提出議案について御説明申し上げます。

今回の提出議案は、専決処分の承認を求めることについての報告3件と笠間市税条例等の一部を改正する条例についてなど、議案4件についての御審議をお願いするものであります。

令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入におきましては歳出関連の国庫支出金や繰入金など補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、児童手当対象世帯に対して、児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業、大学や専門学校などに在籍している学生の生活を支援する新型コロナウイルス対策学生生活支援事業、県が中小企業や個人事業主に資金の貸付けをする中小企業事業継続応援貸付金に対して、市が4分の1を負担する新型コロナウイルス感染症対策貸付金事業などを中心に編成しているところであります。

その結果、今回の補正予算額は1億5,377万3,000円の増額補正となり、補正後の一般会計予算規模は401億644万5,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、18番大関久義君、19番市村博之君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、会期日程表のとおりでありますので、御了承お願いいたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））

○議長（飯田正憲君） 日程第3、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）ないし報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第4号から報告第6号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の支給に当たり、早急に条例改正が必要なため本条例を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月14日付で専決処分したものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

5ページを御覧願います。

今回の改正は、本条例の附則において、現行の附則第1項から第4項を附則第1条から第4条に改め、附則第4条の次に第5条から第7条までの3条を加えるものでございます。

第5条には、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、支給要件、支給額、支給期間を定めるものでございます。

6ページを御覧願います。

第6条及び第7条には、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整について、傷病手当金の金額を定めるものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の笠間市国民健康保険条例附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から附則で定める日までの間に属する場合に適用するものいたします。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の支給に伴う経費等について、早急に予算措置が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月14日付で専決処分したものでございます。

予算書の3ページを御覧願います。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億840万円とするものでございます。

次に、歳入歳出につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

8ページを御覧願います。

初めに、歳入につきましては、4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金840万円の増額は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給に伴う特別調整交付金でございます。

9ページを御覧願います。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費、6項1目傷病手当金840万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金負担金でございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

これは、令和2年4月28日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金事業を迅速に実施するため、早急に予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75億9,509万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399億5,267万2,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金75億9,509万2,000円の増は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金事業の財源として、事務費及び事業費に係る補助金を計上してございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、16目特別定額給付費75億9,509万2,000円の増でござ

いますが、人材派遣や電算業務などの委託料、郵送料などの事務費として、合わせまして6,349万2,000円、対象者1人当たり10万円の特別定額給付金として75億3,160万円としたものでございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は通告制を取っておりませんので、議案ごとに分かりやすい質疑に努めてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第4号ないし報告第6号は、会議規則第37条3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改定をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例等の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

14ページを御覧ください。

上段の第24条第1項第2号は、個人市民税の非課税措置について独り親を対象に追加し、下段の第34条の2は、所得控除についてひとり親控除を追加するものでございます。

18ページを御覧ください。

固定資産税に関する改正でございます。

第54条第5項は、調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を追加するものでございます。

21ページを御覧ください。

第74条の3は、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するものでございます。

22ページ目を御覧ください。

第94条から、24ページになりますが、第98条にかけましては、たばこ税に関する改正でございます。軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの本数の換算方法について、2段階で見直すものでございます。

続きまして、25ページでございますが、25ページの中段からは、附則の改正でございます。

28ページを御覧いただきたいと思えます。

第8条第1号は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものでございます。

第10条から固定資産税の特例に関する改正でございます。

29ページを御覧ください。

第10条の2第9項につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法に規定されております、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例割合を4分の3と定めるものでございます。

35ページを御覧ください。

第17条及び第17条の2は、個人市民税の長期譲渡所得に係る課税に関し、低未利用土地等を譲渡した場合の特例の新設及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例適用期限を3年延長するものでございます。

続きまして、40ページでございます。

40ページの第23条から50ページの第52条にかけましては、法人市民税に関しまして、法人税法の改正に伴う改正を行うものでございます。

ただいま主な改正内容について申し上げましたが、このほか、法改正に伴いまして引用条文や文言の整理など所要の措置を行うものでございます。

次に、ページを9ページまでお戻りいただきたいと思えます。

中段、附則でございます。

第1条におきまして、施行期日について定めてございます。

10ページの第2条から12ページの第7条にかけましては、延滞金、市民税、固定資産税及び市たばこ税に関しまして、それぞれ経過措置を定めるものでございます。

12ページ第8条から13ページの第11条にかけましては、改元対応による改正でございます。

以上で、議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号 笠間市税条例の一部を改正する条例について、会議規則第37条3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより議案第37号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について

議案第39号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

○議長（飯田正憲君） 日程第5、議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について、ないし議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についてから議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）は、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する本事業を円滑に進めるため、基金の設置に関し、既存の条例に所要の改正を加えるとともに、新たな条例を制定するほか、令和2年度笠間市一般会計補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本市の感染症対策事業を応援して下さる方々が、ふるさとづくり寄附金制度を通じて御支援いただけますよう、笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第2条に、本条例の目的を具体化するための事業区分を掲げてございますが、第4号といたしまして、感染症対策事業を追加いたします。

次に、第2条後段におきまして、市長が必要と認めるときは別の基金を設置することができる旨のただし書きを追加してございます。これは、感染症対策事業に寄せられた寄附金の使途を明確にするため、新たに笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金への積立が可能となるよう改正をするものでございます。

2 ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

以上で、議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

次に、議案第39号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について御説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策の支援のためお寄せいただきました寄附金、義援金等につきまして、それらの使途を明確にし、感染症対策に資することを目的とした新たな基金を設置するため条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第1条において設置の目的を、第2条は積立てについて、第3条は管理について定めるものでございます。

第4条は運用基金の処理について、第5条は振替運用について、第6条は処分、第7条は本条例に規定するほか、基金の管理に必要な事項を別に定める旨の委任について規定をしてございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行することとしてございます。

以上で、笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例についての説明を終わります。

続きまして、議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国及び県において緊急経済対策が進められる中、本市においても、これらに連動しながら市独自の事業を加えた対策を実

施する必要があることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,377万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401億644万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金9,454万1,000円の増は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく子育て世帯への臨時特別給付金事業の財源として、事務費及び事業費補助金を計上するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金200万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策の支援を目的として寄せられた寄附金を計上するものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,712万円の増は、今回の補正の財源調整のため繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目文書広報費146万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策について、市民の皆様へ広く周知するための新聞折り込みチラシに係る経費を計上するものでございます。

14目基金費200万円の増は、新型コロナ対策への支援として寄せられた義援金の積立てのほか、ふるさと納税制度により感染症対策に指定される寄附金を、既存の基金への積立てから組み替えるものでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費9,454万1,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費でございます。8ページにあります。負担金補助及び交付金に、支給対象児童に対する1人当たり1万円の給付金を計上してございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費250万7,000円の増は、妊婦の方々へのマスク配付に係る経費のほか、訪問医療に係る医療機器の購入経費などを計上してございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費990万円の増は、市内出身の大学生や専門学生等の生活を応援する支援物資の提供に係る経費を計上するものでございます。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費3,867万2,000円の増は、県が中小企業支援のために実施する中小企業事業継続応援貸付金に対しまして、市が事業費の4分の1を負担する経費、また笠間焼協同組合が実施する笠間焼インターネット販売事業への補助金を計上してございます。

9ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、1日常備消防費127万1,000円の増は、救急車両内のウイルス等の除菌、殺菌に有効なオゾン発生装置を整備するための経費でございます。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費242万5,000円の増は、休校中の児童生徒を支援するため、学校や学校生活に関する市独自の動画を作成し、提供するための経費でございます。

また、第2項小学校費及び第3項中学校費ともに、1目学校管理費におきまして、備蓄用マスク等の購入経費を計上してございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は通告制を取っておりませんので、議案ごとに分かりやすい質疑に努めてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号ないし議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決することに決定しました。

これより討論に入ります。

まず、先に反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 次に、10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番日本共産党の石井 栄です。

議案第40号 笠間市一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、7分野で活用されるよう歳入歳出に1億5,377万3,000円が計上されております。

主なものは、第一に、子育て世帯への臨時特別給付金として、子育て世帯の生活を支援する対象となる児童手当の支給対象世帯に、児童1人当たり1万円が新高校1年生を含む9,100名に給付されることとなります。

第二には、地域医療支援事業として、訪問医療の充実を目指して、市内医療機関で共同利用する医療機器、ポータブル心電図、携帯型心電計などを購入するため、200万円が計

上されています。

第三には、学生生活支援事業として、学生1人当たり4,500円分の笠間市農産物市内事業所で作られた加工品の詰め合わせ、次亜塩素酸水を「KASAMA BOX」で送付します。予算として1,015万円が組まれており、対象者2,250名に届けられることとなります。

生活上の困難に直面する学生には、思いがけない支援になり、ふるさとの温かさを感じるようになるでしょう。同時に、地元の農家、事業者への支援にもつながり、経済の好循環にもなります。

第四には、笠間焼インターネット販売事業への補助を行い、販売の促進を目指すため367万2,000円が組まれております。笠間の陶炎祭延期により大きな打撃を受けている笠間焼作家の方々を支援する取組になります。

第五には、売上げが急減、50%以上減少している月があることなど、五つの要件に適合する中小企業、個人事業主に対して、県と市が協調して事業継続に必要な資金を貸し付ける制度をつくることです。対象となる事業者には、心強い支援策の一つとなるでしょう。

第六には、常備消防事業として、オゾン発生装置を市内3消防署にそれぞれ1基、計3基購入するため127万円余が計上されております。

第七には、小中学生の学びや生活に対する市独自の取組になります。オンライン教材を動画で作成する予算が242万5,000円出されております。

このような事業に対する予算措置は、第2弾の取組として、市民が直面する危機に有効に作用すると思います。しかし、これで十分ということではなく、今後にわたって必要な対策は数多くあります。その一つは、検査体制、医療体制の拡充であります。2番、地元事業者、飲食店、商店の疲弊を救う、3番、子どもの教育を守る。

国が決めた地方創生臨時交付金1兆円は、笠間市には2億8,144万6,000円が交付されることになりました。その額の補正予算は、今回ではなく、第2回定例会以後に具体化されることとなります。現在の笠間市の状況に応じたものになるよう私たちも提案していきますので、執行部もしっかり受け止めて、よりよいものができるよう検討を深めていただきたいと思います。よって、議案第40号 笠間市一般会計補正予算（第3号）に賛成いたします。

議員の皆様におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（飯田正憲君） これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第38号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和2年第2回笠間市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 大 関 久 義

署 名 議 員 市 村 博 之